

平 3 0 山 議 局 第 3 0 6 号
平成 30 年 (2018 年) 12 月 27 日

岩国を守る会“風” 南部 博彦 様

山口県議会議長 柳居 俊学



公開質問状に対する回答について

平成 30 年 12 月 10 日付けで質問のありました件について、別添のとおり回答いたします。

事務局総務課

担当：経理係 村田

TEL 083-933-4110

FAX 083-933-4129

回 答

- (1) 本県議会では、これまでも適宜、政務活動（調査）費制度全般の検証・見直しを行っており、今回の議会改革検討協議会においては、透明性の向上と制度運用の改善等の観点から検討を行い、領収書等のホームページでの公開や作成書類の追加などの見直しを行ったところです。
今後も、制度全般の検証は継続していかねばならないと考えており、必要に応じて見直しを行ってまいります。
- (2) 領収書等を議会事務局のホームページで公開することで、より多くの県民の皆様からチェックされることとなり、透明性の向上が図られると考えており、現段階では第三者機関を設置することまでは予定しておりません。
また、今回新たに、事務局によるチェックの実施についてマニュアルに明記し、チェック体制の明確化を図ったところです。
なお、政務活動費も県の予算執行であり、監査委員が行う定期監査を受けています。
- (3) 広報紙の作成経費等に政務活動費を充当する場合には、広報紙の原本の提出を義務づけた上で、調査研究活動や要請活動などの政務活動を内容とする紙面の割合に基づき充当額を算出するよう、マニュアルに定めています。
また、今回の見直しにより、政務活動費を充当した広報紙も、ホームページで公開することとしたところです。
- (4) 情報公開を進める上で、個人情報を保護することは非常に重要であると認識しており、山口県情報公開条例においても、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは開示しないことができると規定されているため、その趣旨を踏まえた取扱いをしているところです。
なお、人件費の充当基準についてはマニュアルに定めており、収支報告書の提出の都度、議員に確認しています。
- (5) 政務活動費の適正な執行を図る上で、後払いとするか、前払いとするかは本質的な問題ではないと考えており、直近の議会改革検討協議会においても、現行どおり前払いとすることが適当であるとの答申が出されているところであり、現段階では後払い方式を採用する予定はありません。
- (6) 政務活動費は、各種団体に対する寄附となるような単なる会費への充当はできませんが、会報等の資料送付や会員向け研修会の参加案内等の具体的な団体行動があると認められることなどの要件を満たせば、充当することが認められおり、日本会議は、その要件を満たしています。